

奈良県告示第十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徵収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 徵収を委託した歳入

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）別表第一の二百四十三の項に規定すると畜検査手数料

二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良食肉株式会社

所在地 大和郡山市丹後庄町四七五番地の一

三 委託事務の取扱開始日

令和二年四月一日